

坑内労働者とは安米鑛夫及採鑛課の常に坑内に勤務する高米労働者を謂ひ、坑内と坑外とは勤務したる労働者の勤務年数に關する取扱は別に之を定める

二、従来の規定では三年以上勤務の者自己の都合により退職する場合は特別の場合を除き所定額の三分の一を給取することになつて居るが此度次の通り改正する

坑内

- 三年以上三分の一
- 八年以上二分の一
- 十二年以上三分の二
- 十六年以上全額

坑外

- 三年以上三分の一
- 十年以上二分の一
- 十五年以上三分の二
- 二十年以上全額

坑内労働者と云ふ意味は前項の通り

三、退職手当計算の標準となる賃金には特価品値連金が組入れられる外尙其計算に米の値連金をも入れること前述の通り

(五) 特別保護金給與方改正の件

一、特別保護金規程の附給與の計算標準となる賃金には賃金として特價品及特價米の値連金が組入れたから夫れだけ増加する事、前に言ふた通りなり

二、勤番演習等軍務に服する爲め欠勤する者に對する一時手當は従來賃金の五分以内であつたが之は召集欠勤期間中三十日迄の間一日に付本番賃金の半額づつと給與すること、す

(六) 扶助料給與方改正の件

陣替扶助料、遺族扶助料及一時扶助料と計算するときの日數範圍(何日分といへる)を各最高五割迄を増加し得ること、す

(七) 安米貸與方改正の件

安米貸與は最終の貸日期間に於ける就業日數が標準日數に足りない端日數に對しては従來貸與しなかつたが今度は其端日數に對しても左の通り貸與する

三斗のもの	一日に付	一升
二斗五升のもの	全	八合
二斗のもの	全	六合